

仕 様 書

- 1 件 名 令和元年度国保被保険者証作成等委託（令和2年度分）
- 2 履行期限 令和2年6月19日
- 3 履行場所 綾瀬市早川550番地地内
- 4 業務概要 受託者は、国民健康保険被保険者証の作成等にあたり各データ・帳票の作成及び加工処理をし、印刷の必要な帳票については、委託者が提供する被保険者データをもとに印刷を行う。

なお、新たなプログラムを必要とする帳票については、受託者にてプログラムを作成して印刷を行い、作成した各帳票の裁断、名寄せ、封入封緘、簡易書留郵便対応加工（バーコードによる引受け番号表示）をし、委託者指定の場所へ納品するものとする。

5 委託業務の内容及び数量

(1) 国民健康保険被保険者証カード作成

- | | |
|---|---------|
| ア 保険証カード付台紙（一斉更新用連続紙）、意思表示保護シール、ジェネリックシール | 22,000枚 |
| イ 随時用保険証カード台紙（窓口発行用カット紙） | 16,000枚 |

(2) 国民健康保険被保険者証カード台紙印刷 （磁気媒体データ印刷）

22,000枚

(3) 封筒作成

- | | |
|------------------|---------|
| ア 被保険者証用封筒（点字加工） | 13,000枚 |
| イ 窓口用封筒 | 10,000枚 |

(4) A4チラシ両面2色刷り2点印刷製本 各13,000枚 A4チラシ両面2色刷り2点封入封緘 13,000組

(5) 被保険者証等封入封緘 一式

(6) 被保険者証出力用プログラム 一式

(7) 簡易書留郵便受領証及び処理一覧表 一式

ただし、テスト用の数量は含まないものとする。

6 委託条件

- (1) 受託者は、被保険者証（カード型）の作成、連続印刷、封筒への封入封緘作業までを一連のシステムにより自動的に行う。名寄せ作業を確実に処理するために、封筒は窓あきタイプを用い簡易書留証を封筒裏面に加工したものを用いる。校正を行う際、校正図にはカラム入りの校正品、または実寸大の校正品を提示すること。また、印刷時のトラブル等の発生に際しては事業所内のバッ

クアップ体制が整っており迅速な対応ができること。

- (2) 受託者は、本委託業務の実施にあたっては、条例、規則、関係法令を遵守するとともに、業務の履行により知り得た内容は、一切第三者に漏らしてはならないこと。
- 7 委託物件の帰属 委託業務の履行に伴い発生する帳票等の所有権はすべて委託者に帰属する。
- 8 データ等の保護 受託者は、データ（個人情報、磁気媒体等）の保護等に関し最善の安全対策を講じるほか、次の事項について措置をする。
 - (1) 受渡等 データ等の受渡しは、文書（送付書、受領書等）により確認のうえ行うとともに、移動時の取扱いは、破損、紛失、盗難等ないよう十分な対策を講じること。
 - (2) 保管等 提供データ等について履行期限まで善良な管理のもと保管すること。また、原則、社外への持出しは行わないこと。
 - (3) 返還等 提供データ等について委託業務履行上不用となった時点で遅延なく返還すること。
 - (4) 使用禁止 受託者は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に一切使用してはならない。
- 9 被保険者証（カード）
 - (1) 規格 縦54ミリメートル×横86ミリメートル
 - (2) 材質 上質紙135kg（ハイブリッドタック）
 - (3) 台紙の色 別途委託者と協議（県指定色）
 - (4) 刷り色 表面3色、裏面1色
 - (5) 加工 表面は、偽造防止のため特殊高熱耐熱インキ使用によりカード複写時に「複写」の文字が中央に現れる仕様。
 - (6) その他
 - ア 郵送先をプリントする台紙と国民健康保険被保険者証カードは一体であり、台紙とカードの表面は段差がなくフラットであること。
 - イ 台紙から国民健康保険被保険者証カードがカードとして剥がし取れるよう、台紙裏面にカード裏面を補強するフィルム等とカード用離型紙を貼り、台紙のカード部にカードサイズのハーフカットを入れること。
 - ウ カード部はプリント等の処理時に剥がれず、被保険者が容易に剥がすことができること。
 - エ 2年半の使用に耐えるもの。
 - オ レイアウトは別途協議とする。
- 10 被保険者証台紙

- (1) 被保険者証カード、印字項目及び指定する市印、文書等の印刷、意思表示保護シール・ジェネリックシールの詳細なサイズ等は別途委託者と協議とする。
 - (2) 一斉更新用連続用紙の詳細なサイズ等は別途委託者と協議
 - (3) 随時用保険証カード台紙（窓口発行用カット紙）の詳細なサイズ等は別途委託者と協議
 - (4) カード面及び意思表示保護シール・ジェネリックシール以外の文言の刷り色は、両面2色とする。
 - (5) その他
 - ア 台紙から意思表示保護シール、ジェネリックシールが剥がし取れ、被保険者カードへ貼り付けができ、剥がすことができるもの。
 - イ 意思表示保護シールは被保険者カードに記載する文字が見えないようシール裏面を加工する。
 - ウ 2年半の使用に耐えるもの。
 - エ レイアウトは別途協議とする。
- 11 被保険者証郵送用封筒（一斉更新用、窓口用封筒）
- (1) 台紙を封入する糊付きとする。（裏面簡易書留郵便対応とする。）
 - (2) 窓あきとする。（郵便番号、送付先住所、世帯主氏名、簡易書留引受番号等の情報が確認できること。）
 - (3) 材質は、上質再生紙とする。
 - (4) 台紙の色（別途委託者と協議）
 - (5) 刷り色は、表2色、裏1色、内部地紋入りとする。（地紋については、別途協議。）
 - (6) エンボス加工の点字加工を入れる。（一斉更新用のみ。文書については、別途協議。）
 - (7) 指定する文書等を印刷する。
 - (8) 詳細なサイズ等は別途委託者と協議
- 12 被保険者証の印刷
- (1) 磁気媒体データにより、カードに住所、氏名、生年月日、有効期限、記号番号、その他必要な項目を印字する。字体はゴシック体及び明朝体を基本とし、耐久性のあるインクを使用すること。なお、表面の公印は赤で印刷する。
 - (2) 台紙に郵便番号、送付先住所、世帯主氏名、簡易書留引受け番号バーコード連番号、指定する文書、その他必要な項目を印字する。
- 13 分類、封入封緘、納品、出力帳票、データCD等
- (1) 分類
 - ア 一般被保険者証

- イ 一般被保険者証 学生
- ウ 一般被保険者証兼高齢受給者証（2割）
- エ 一般被保険者証兼高齢受給者証（3割）
- オ 退職被保険者証 退職本人
- カ 退職被保険者証 退職家族
- キ 退職被保険者証 退職家族・学生

(2) 封入封緘

- ア 印字された被保険者証は、世帯（同一国保番号）ごとに封入封緘する。
- イ 受託者が作成したA4チラシを同封する。
- ウ 被保険者証発送リストに件数を記載し、納品の前日までに報告する。
- エ 異動などによる被保険者証の抜取りについては、別途協議する。

(3) 納品

- ア 封入封緘されたものを世帯分類・国保番号順に並べる。
- イ 被保険者証発送リストを作成し、指定された地域ごとに分類する。
- ウ 簡易書留郵便受領証リスト控えは、パソコン読取り用テキストファイル（データは、被保険者番号、簡易書留引受番号）CDを用意し納品すること。
- エ 窓口発行用（随時分）の用紙は、印字テスト用として、5月中旬までに納品すること（1,000部）。不備があった場合は合格までテストを重ね、これによる負担は受託者がもつこと。

(4) 納期

- ア 5月下旬 窓口発行用被保険者証、窓口用封筒
- イ 6月中旬 一斉更新分被保険者証等一式

(5) 納品場所

綾瀬市早川550番地 綾瀬市役所内指定場所

14 受渡しデータ、外字等について

(1) 文字コード

UNICODE (UTF-16)

(2) 使用フォント

住基ネット明朝

(3) ユーザー定義文字

eudc.tte (TTE形式のみの提供)

(4) 情報交換媒体

CD

15 その他

(1) データ等引渡し日程の目安

被保険者証作成用データCD 次の日程による

4月下旬 CD仕様確定。

テストデータ検証を行う。(テストデータに不備がある場合は、再度作成し引渡すものとし、検証が正しいと確認されるまでテストを重ねる。)

6月中旬 本番データCD引渡し

被保険者証等一式、簡易書留郵便受領証リスト、CD等納品

(2) 特記事項

- ア 最低賃金法に定める趣旨を遵守すること。
- イ 納入に際し、使用する車両は環境基準に適合したものの使用に努める。
(電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)
- ウ 使用する車両は、アイドリングストップなどのエコドライブを実施する。
- エ 印刷に使用するインクは環境に配慮した製品(廃食用油使用インク等)を使用するように努める。
- オ 印刷機等稼動時の騒音の低減を実施する。
- カ 印刷時に発生する廃棄物は適正に処理する。
- キ 使用する用紙はグリーン購入適合商品を用いること。
- ク I SMSかプライバシーマーク取得業者であること。